

ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、ひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童の有利な条件での就職又は転職を支援するため、ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

- (1) この要綱において「ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」とは、高等学校卒業程度認定試験（高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第1条に規定する高等学校卒業程度認定試験をいう。以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指すひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童に対し、給付金を支給する事業をいう。
- (2) この要綱において「ひとり親家庭の親」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であって、同条第3項に規定する児童（以下「児童」という。）を扶養しているものをいう。
- (3) この要綱において「ひとり親家庭の児童」とは、ひとり親家庭の親に扶養されている児童をいう。

第3 給付金の種類

給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 受講開始時給付金
受講開始時給付金は、第4に規定する支給対象者が第5に規定する対象講座の受講を開始した場合に支給する給付金とする。
- (2) 受講修了時給付金
受講修了時給付金は、第4に規定する支給対象者が第5に規定する対象講座を受講し、修了した場合に支給する給付金とする。
- (3) 合格時給付金
合格時給付金は、受講修了時給付金の支給を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給する給付金とする。

第4 支給対象者

給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、町の区域に住所を有するひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。
- (2) 高卒認定試験に合格することが適当な職業に就くために必要であると認められる者であること。
- (3) 高等学校を卒業した者、高卒認定試験に合格した者その他大学に入学する資格を取得している者でないこと。

第5 対象講座

給付金の支給の対象となる講座（以下「対象講座」という。）は、高卒認定試験の対策に係る講座（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づく高等学校等就学支援金の支給を受けることができる講座を除く。）であって、高卒認定試験の対策に資するものとして知事が指定するものとする。

第6 給付金の額等

給付金の額等は、次のとおりとする。

(1) 通信制の場合

- ア 受講開始時給付金については、支給対象者が対象講座の受講開始のために本人が支払った費用の40パーセントに相当する額とする。ただし、当該40パーセントに相当する額が10万円を超えるときの支給額は10万円とし、当該40パーセントに相当する額が4千円を超えないときは支給しないものとする。
- イ 受講修了時給付金については、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の50パーセントに相当する額からアとして支給した額を差し引いた額とする。ただし、当該50パーセントに相当する額とアの合計が12万5千円を超えるときは、受講修了時給付金とアの支給額の合計は12万5千円とし、4千円を超えないときは支給しないものとする。
- ウ 合格時給付金については、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の10パーセントに相当する額とする。ただし、当該10パーセントに相当する額とア及びイとの合計額が15万円を超えるときの支給額は、15万円から当該支給対象者に係るア及びイの額を控除した額とする。

(2) 通学又は通学及び通信制併用の場合

- ア 受講開始時給付金については、支給対象者が対象講座の受講開始のために本人が支払った費用の40パーセントに相当する額とする。ただし、当該40パーセントに相当する額が20万円を超えるときの支給額は20万円とし、当該40パーセントに相当する額が4千円を超えないときは支給しないものとする。
- イ 受講修了時給付金については、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の50パーセントに相当する額からアとして支給した額を差し引いた額とする。ただし、当該50パーセントに相当する額とアの合計が25万円を超えるときは、受講修了時給付金とアの支給額の合計は25万円とし、4千円を超えないときは支給しないものとする。
- ウ 合格時給付金については、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の10パーセントに相当する額とする。ただし、当該10パーセントに相当する額とア及びイとの合計額が30万円を超えるときの支給額は、30万円から当該支給対象者に係るア及びイの額を控除した額とする。

第7 対象講座指定の申請

第3の給付金の支給を受けようとするひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童（以下「支給申請者」という。）は、対象講座の受講を開始する前に、次に掲げる書類を支給申請者の住所地を管轄する賀茂健康福祉センター、東部健康福祉センター、中部健康福祉センター又は西部健康福祉センター（以下「該当健康福祉センター」という。）の長を経由して知事に提出し、対象講座の指定を受けるものとする。

- (1) 受講対象講座指定申請書（様式第1号）
- (2) 当該ひとり親家庭の親及び当該ひとり親家庭の児童の戸籍謄本又は抄本
- (3) 支給申請者の世帯全員の住民票の写し
- (4) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第8 対象講座指定の通知

知事は申請に係る講座を支給対象講座として指定したときは、その旨を支給申請者に通知するものとする。

第9 支給の申請

第3の給付金の支給を受けようとする者は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類を該当健康福祉センターの長を経由して知事に提出するものとする。

(1) 受講開始時給付金

ア 提出書類 各1部

- (ア) ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書（様式第2号）
- (イ) 当該ひとり親家庭の親及び当該ひとり親家庭の児童の戸籍謄本又は抄本
- (ロ) 支給申請者の世帯全員の住民票の写し
- (ハ) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- (ニ) 第8に係る通知書の写し
- (ホ) 支給申請者が支払った経費について、受講施設の長が発行した領収書

イ 提出期限

対象講座開始日から起算して30日以内

(2) 受講修了時給付金

ア 提出書類 各1部

- (ア) ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書（様式第2号）
- (イ) 当該ひとり親家庭の親及び当該ひとり親家庭の児童の戸籍謄本又は抄本
- (ロ) 支給申請者の世帯全員の住民票の写し
- (ハ) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- (ニ) 第8に係る通知書の写し
- (ホ) 支給申請者が対象講座の受講を修了したことを、受講施設の長が認定した証明書
- (ヘ) 支給申請者が支払った経費について、受講施設の長が発行した領収書

イ 提出期限

対象講座修了日から起算して30日以内

(3) 合格時給付金

ア 提出書類 各1部

- (ア) ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書（様式第2号）
- (イ) 当該ひとり親家庭の親及び当該ひとり親家庭の児童の戸籍謄本又は抄本
- (ロ) 支給申請者の世帯全員の住民票の写し
- (ハ) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- (ニ) 第8に係る通知書の写し
- (ホ) 文部科学大臣が発行する合格証書の写し

イ 提出期限

合格証書に記載されている日から起算して40日以内

第10 支給の決定等

知事は、給付金の支給を決定したときは、その旨を支給申請者に通知した上、給付金を支給申請者に支払うものとする。

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、平成28年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 令和2年3月31日までに修了した対象講座に係る受講修了時給付金及び合格時給付金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、令和3年8月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 令和2年3月31日までに修了した対象講座に係る受講修了時給付金及び合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、第6(2)の「40パーセントに相当する額から(1)として支給した額を差し引いた額」を「20パーセントに相当する額」に、同(3)の「20パーセントに相当する額」を「40パーセントに相当する額」に読み替えて支給するものとする。
- 3 令和4年3月31日までに修了した対象講座に係る受講修了時給付金及び合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、第6(2)の「40パーセントに相当する額から(1)として支給した額を差し引いた額」を「40パーセントに相当する額」に、同(3)の「当該20パーセントに相当する額と(1)及び(2)との合計額」を「当該20パーセントに相当する額と(2)との合計額」に読み替えて支給するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年3月31日までに修了した対象講座に係る受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、第6(1)ア及び(2)アの「40パーセント」を「30パーセント」に、同(1)アの「10万円」を「7万5千円」に、同(2)アの「20万円」を「7万5千円」に、同(1)イ及び(2)イの「50パーセント」を「40パーセント」に、同(1)イの「12万5千円」を「10万円」に、同(2)イの「25万円」を「10万円」に、同(1)ウ及び(2)ウの「10パーセント」を「20パーセント」に、同(2)ウの「30万円」を「15万円」に読み替えて支給するものとする。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和6年8月1日から適用する。
- 2 令和6年7月31日までに対象講座の指定を受けたものに係る要件については、なお従前の例による。
- 3 令和2年3月31日までに修了した講座に係る第6(1)イの受講修了時給付金及び同(1)ウの合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、同(1)イの「50パーセントに相当する額からアとして支給した額を差し引いた額」を「20パーセント」に、同(1)ウの「10パーセント」を「40パーセント」に読み替えて支給するものとする。
- 4 令和4年3月31日までに修了した講座に係る第6(1)イの受講修了時給付金及び同(1)ウの合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、同(1)イの「50パーセントに相当する額からアとして支給した割合を差し引いた割合」を「40パーセント」に、同(1)ウの「当該10パーセントに相当する額とア及びイ」を「当該10パーセントに相当する額とイ」に読み替えて支給するものとする。
- 5 この告示の施行の際現に改正前のひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の様式により提出されている申請書は、改正後のひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の相当する様式により提出された申請書とみなす。

様式第 1 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

受講対象講座指定申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者氏名

次の講座を受講したいので、ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。

1 親の氏名	フリガナ	生年 月 日	年 月 日生（ 歳）
2 児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年 月 日	年 月 日生（ 歳）
3 住所	(〒 -)		電話 (-) -
4 受講施設の名称			
5 講座の名称			
	(受講方法) 通信制 ・ 通学制 ・ 通学及び通信制の併用		
6 受講科目			
7 試験免除科目			
8 受講期間	年 月 日 (受講開始日) ～ 年 月 日		
9 所要費用 (予定)	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
10 過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業等に係る給付を受けたことが ある ・ ない		
備 考			

(添付書類)

- 1 親及び児童の戸籍謄本又は抄本
- 2 世帯全員の住民票の写し
- 3 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

受講開始時給付金

申請者氏名

受講修了時給付金 の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

合 格 時 給 付 金

1 親の氏名	フリガナ	生年 月 日	年 月 日生（ 歳）
2 児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年 月 日	年 月 日生（ 歳）
3 住所	(〒 -)		電話 () -
4 受講施設の名称			
5 講座の名称			
	(受講方法) 通信制 ・ 通学制 ・ 通学及び通信制の併用		
6 受講科目			
7 試験免除科目			
8 受講期間	年 月 日 (受講開始日) ～ 年 月 日		
9 所要費用	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
10 支払金融機関	金融機関名	普通 ・ 当座 ・ その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義 (フリガナ)		
備 考			

(添付書類)

- 1 親及び児童の戸籍謄本又は抄本
- 2 世帯全員の住民票の写し
- 3 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- 4 受給対象講座の指定の通知書の写し
- 5 受講修了証明書（※受講修了時給付金を申請する場合に限る。）
- 6 受講経費についての領収書（※受講開始時給付金及び受講修了時給付金を申請する場合に限る。）
- 7 文部科学大臣発行の合格証書の写し（※合格時給付金を申請する場合に限る。）